

清和大学試験及び成績評価規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、清和大学学則第25条第5項及び第30条第2項の規定に基づき試験及び成績の評価に関し、必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 試験は、前項の定期試験に代え、授業中に行うことができる。

(単位の修得)

第3条 本学の単位を修得するためには、あらかじめ所定の履修登録を済ませた授業科目について授業時間数の3分の2以上出席し、試験を受験し、合格しなければならない。

2 やむを得ない事由によって授業に出席できなかった場合については、届出により、これを前項所定の計算対象から除外する措置をとるものとする。

3 前項の措置に関して必要な事項は別に定める。

(試験の方法)

第4条 試験は、原則として筆記試験を行う。ただし、授業科目によっては口述試験、レポートの提出、平常点等によって筆記試験に代えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

(学生証の携帯)

第6条 試験を受験する者は、学生証を携帯し、監督者の指示により提示しなければならない。学生証を携帯しない者は、試験を受けることができない。

(遅刻・退場等)

第7条 試験場への入場は、試験開始後20分まで許可する。

2 試験場からの退場は、試験開始後30分を経過しなければ認められない。

3 監督者は、受験者に対して所定の座席への着席を義務付けることができる。

(退場命令)

第8条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命ずることができる。

(受験資格)

第9条 次の各号に該当する者は、試験を受験することができない。

- 一 当該科目について履修登録をしていない者（手続上の不備で履修登録が無効になった者を含む。）
- 二 追試験・再試験については、所定の受験手続きを行わなかった者
- 三 休学中の者
- 四 学費未納者
- 五 停学期間中の者

第2章 定期試験

(定期試験)

第10条 定期試験は、各学期末に行う。

(日程)

第11条 定期試験の日程・方法は、定期試験開始期日の1週間前までに公示する。

第3章 臨時試験

(臨時試験)

第12条 定期試験のほか、次の場合に臨時試験を行うことがある。

- 一 担当教員が必要と認めた場合
- 二 教授会が必要と認めた場合

第4章 追試験

(追試験)

第13条 所定の試験日に病気その他やむを得ない事由によって定期試験（臨時試験を含む。）を受験できなかった者については、追試験を行う。

- 2 前項の追試験を受験しようとする者は、当該事由の止んだ日から1週間以内に、理由を詳細に記載した所定の試験欠席届を提出し、その理由が教学部長によって正当と認められた場合に限って受験することができる。
- 3 前項の欠席届には、その事由を証する書面（診断書、事故証明等）を添付しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定は、第2条第2項所定の試験について準用する。

(実施時期など)

第14条 追試験の実施時期、日程・方法は学期ごとに定め、公示する。

(受験手続・手数料)

第15条 追試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験手数料を納付しなければならない。

- 2 追試験の受験手数料は、1科目につき1,000円とし、既納の受験手数料は、返還しない。

第5章 再試験

(再試験)

第16条 40点以上の成績で不合格になった授業科目について、再試験を行うことがある。

- 2 再試験は学期ごとに、当該学期の開講科目に限り、これを行うことができる。
- 3 再試験に合格した授業科目の成績は60点とする。
- 4 第1項から前項までの規定は、第2条第2項所定の試験について準用する。
- 5 同一年度内に再試験を受験することができる授業科目の単位数は8単位とする。

(受験資格など)

第17条 再試験は、4年次生以上であって、次の各号のいずれかに該当する者に限り、受験することができる。

ただし、再試験の受験が卒業要件単位の充足に影響しない場合はこの限りでない。

- 一 在学期間が3年6カ月を超え、卒業要件単位に算入し得る単位を120単位以上修得済みの者
- 二 同一年度内に再度履修する機会のない必修科目または選択必修科目について不合格となった者

- 2 削除
- 3 削除

(実施時期など)

第18条 再試験の実施時期、日程・方法は学期ごとに定め、公示する。

(受験手続・手数料)

第19条 再試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験手数料を納付しなければならない。

- 2 再試験の受験手数料は、1科目につき2,000円とし、既納の受験手数料は、返還しない。

(教職課程科目への準用など)

第19条の2 本章の規定は、第17条を除き、教職課程科目（清和大学学則別表3記載の科目をいう。以下同じ）について準用する。

- 2 教職課程科目の再試験は、4年次生以上であって、同一年度内に再度履修する機会のない教職課程科目について不合格となった者に限り、受験することができる。ただし、再試験の受験が教育職員免許状取得の要件の充足に影響しない場合はこの限りでない。
- 3 同一年度内に再試験を受験することができる教職課程科目の単位数は4単位を限度とする。ただし、第16条第5項所定の限度を超えて再試験を受験することはできない。

第6章 不正行為

(不正行為)

第20条 試験中における次の行為は、不正行為とする。

- 一 あらかじめ許可された物以外を持ち込む行為
- 二 当該科目についてのメモを使用（六法全書等への書き込みは不正行為と見なす。）する行為
- 三 他人の答案を見、又は他人に答案を見せる行為

- 四 持ち込み許可物の貸借行為
- 五 試験の実施を妨害する行為
- 六 その他、試験の公正を害し、又は害するおそれのある行為
(不正行為への対応など)

第21条 監督者は、不正行為を確認した場合には直ちにその者の受験を中止させ、教学部長にその旨を報告しなければならない。試験場における試験以外において、当該科目の担当教員が不正行為に相当する行為を確認した場合も、同様とする。

- 2 前項の報告を受けた場合、教学部長は以下の各号に掲げる事項について調査を行う。
 - 一 不正行為(不正行為に相当する行為を含む。以下同じ。)の事実の有無
 - 二 不正行為の内容及び態様
 - 三 その他不正行為への対応を決定するのに必要な事項
- 3 前項の調査により不正行為の事実が認定された場合、不正行為者が当該学期において履修中の全科目を単位不認定とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教学部長は、不正行為の悪質性その他の情状を考慮して、不正行為が行われた科目のみを単位不認定とすることができる。
(学部長への通知)

第22条 教学部長は、前条第2項の調査の結果並びに前条第3項または第4項による単位不認定の措置について、本人及び学部長に対して速やかに通知するものとする。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
(懲戒処分)

第23条 不正行為者については、学則第43条所定の懲戒の対象とする。

- 2 前項の懲戒の種類は、原則として次学期における停学とする。

第7章 成績発表 (成績の評価)

第24条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

- 2 前項の成績は、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、D(59~40点)、E(39~0点)、F(評価不能)をもって表示し、発表する。
- 3 教員は、成績を素点及び前項所定の評語で所定の期日までに学務課へ報告する。
- 4 削除

第24条の2 成績は前条第2項の他、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)を算出し、発表する。

- 2 前項のGPAに関し、必要な事項は別に定める。
(成績表の交付)

第25条 各学期における成績評価の結果については、これを記載した成績表を次学期の授業期間開始までに交付する。なお、学則第40条第1項の認定を受けた者については、卒業式当日に成績表を交付する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教学委員会が立案し、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月22日から施行し、平成6年7月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(条数の補正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月12日教授会「第26条」新設)

附 則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。ただし、第3条、第24条、第25条については平成6年4月1日から適用する(平成6年4月1日より実施済)。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月1日臨時教授会「第2条第2項」新設)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年2月28日臨時教授会「第3条」「第17条」「第24条」改正、「第24条の2」新設)
- 2 この規程適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。(令和5年4月13日教授会「第3条第1項、第2項」「第5条」「第7条第3項」「第8条」「第10条」「第13条第1項・第2項」「第14条」「第15条第1項」「第16条(第1項)」「第17条第1項」「第18条」「第20条第一号、第二号、第四号、第六号」「第21条(第1項)」「第22条第1項」「第23条第1項、第2項」「第24条第3項」「第24条の2第2項」「第25条」改正、「第16条第2項、第3項、第4項」「第17条第3項」「第21条第2項、第3項、第4項」新設、「第17条第2項」「第22条第2項、第3項、第4項」削除)
- 2 この規程適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。(令和7年4月3日教授会「第16条第5項」「第19条の2」新設、「第17条第1項」改正、「第17条第3項」削除)